

○ **「はらまち九条の会」**とは、超党派で憲法、特に第9条を護って、「戦争をしない国・日本」をめざすという市民の会で、どなたでも自由に入会できます。年会費千円。結成は2005年12月。会員は原町だけでなく全国各地に428名。「九条の会」は全国に7,500、福島県内に100以上結成されていて、それぞれ自由に活動しています。



＜新成人の皆様に配布号＞

九条はらまち

「はらまち九条の会」会報 **No.205**
2013(平成25)年1月14日(月)成人の日発行

成人 おめでとうございます!

■成人、誠におめでとうございます。■一昨年の大震災の、地震、津波、原発事故、風評などで苦しむ南相馬市ですが、皆さんのご家族もご無事だったでしょうか。■復興はまだまだの状況ですが、希望をもって進んでいきましょう。

津波、原発事故の被災や避難生活などで 私たちの「憲法」の生存権が脅かされています!

長い人類の歴史の到達点として生まれた「日本国憲法」は、世界から注目されています。しかし震災後、「憲法」の＜下記のような諸権利＞は蔑ろにされ遵守されてはなりません。今こそ、国の責任が厳しく問われています。

- ①恐怖と欠乏から免れ、平和に生存する権利(前文)、
 - ②個人としての尊重(13条)、
 - ③生命、自由、幸福追求権(13条)、
 - ④居住・移転・職業選択の自由(22条)、
 - ⑤健康で文化的な最低限度の生活の保障(25条)、
 - ⑥能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利(26条)、
 - ⑦勤労の権利(27条)、⑧財産権(29条)、⑨環境権など
- 国会議員や公務員には憲法の尊重擁護の義務(99条)があります。現在の憲法を守らない政治家たちに、「憲法改正」を語る資格はありません。



憲法を機会に
『憲法』を読んでみよう

▲今日皆さんにプレゼントされた『憲法』小冊子は、42年前の1971(昭和46年)に旧原町市が市の公費で発行し、当時の原町市の全家庭12,000戸に配布した『憲法』の複製版です。08-09-10-11-12-13年1月の成人式に配布しているので、今年で6年目になります。



世界は憲法9条をえらび始めた

あなたは9条を変えて戦争に行きますか?

——はらまち九条の会

原町区錦町のこんな看板ご存じですか?

◎これは2008年8月15日の終戦記念日に、南相馬市原町区錦町の県道沿いに、市民のカンパで建てられた「憲法9条」の看板です。◎かつての戦争を反省し「日本はもう戦争をしません」と憲法で宣言したのに、戦争を知らない現在の政治家たちが「国防軍」や「集団的自衛権」などと勇ましい発言をしています。しかも戦争の時代ではなく、知恵を出して、今こそ大地震や災害に備えておくべきです。◎もしも憲法が改訂されて「徴兵制」が施行されたら、キミは戦争に行きますか?あなたの恋人が戦争に行ってもいいのですか?◎決して武力では平和は守れません。

憲法第9条

＜戦争の放棄＞

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

小出裕章講演会「低線量放射能を考える」(仮題)

●日時:2013年6月22日(土) ●会場:南相馬市市民会館(ゆめはっと)



○小出裕章(こいでひろあき):1949年東京生まれ。京都大学原子炉実験所助教。原子力の平和利用を志し、1968年に東北大学工学部原子核工学科に入学。○しかし、原子力を学ぶことでその危険性に気づき、1970年女川の反原発集会への参加を機に、伊方原発裁判、人形峠のウラン残土問題、JOC臨界事故などで、放射線被害を受ける住民の側に立って活動。原子力の専門家としての立場からその危険性を訴え続けている。

○小出裕章氏の著作 ■『原発はいらない』幻冬舎 ¥880 ■『騙されたあなたにも責任がある』幻冬舎 ¥1,000 ■『原発のウソ』扶桑社 ¥780 ■『原発と憲法9条』遊絲社 ¥1,400

みんな「戦争しない国・日本」を望んでいます

「戦争」よりも「災害」に備えることが最優先です！



○一番好きなのは家族と野球です。一番嫌いなのは人と人が憎しみあうこと、戦争が大嫌いです。野球ができるのは平和だからです。松井秀喜

○憲法9条をなくそうという改憲政策が、国会の中にうごめいています。国民投票になった場合、日本の若者は、こそって改憲阻止運動をすべきです。また自衛隊は「国際災害救助隊」に改変し、日本の災害に備え、海外の災害時に堂々と出動し、大いに国際貢献すべきです。もう戦争の時代ではありません。・101歳の医師 日野原重明



○無数の横死の上に、今の平和があり、憲法9条の『戦争放棄』があります。このことを訴え続けないと、また『国のために命を捨てるのが正義だ』という言葉が出てきて、歴史が繰り返されると危惧しています。私の孤児になった悲しみは67年たった今も消えませんが、少しずつ癒えていくことも事実です。『時薬（ときぐすり）』という言葉があります。焼け野原になった東京も復興しました。大震災の被災者の皆さんも『時薬』を胸に、前を向いて歩いていけば、きっと道は開けます。・相馬や原町も登場する児童文学『ガラスのうさぎ』著者 高木敏子



○私は終戦の年の昭和20年3月13日生まれですが、戦争は絶対にいやです。今、日本は世界有数の軍事費を使い、戦争への道を進もうとしています。武器ではなく「憲法9条」こそが、私たちを守ってくれます。吉永小百合



○子どもたちは戦争に苦しめられることなく、夢や希望をもって生きることができなければならない。それは世界共通の思いです。「憲法9条」は、私たちのそのような思いとそれを具体化するための規定です。子どもの幸せを願う心を原点に、「憲法9条」の大切さを考えることこそが必要なのではないかと、私は考えます。・黒柳徹子

○あなたの剣を、もとの所におさめなさい。剣をとる者はみな、剣で滅びる。『聖書』より



▲「焼き場に立つ少年」 アジア・太平洋戦争の終戦から1ヶ月後の1945年9月、アメリカの従軍カメラマンのジョー・オダネルが、被爆地の長崎で撮影。死んでしまった幼い弟を背負い、川岸に設けられた死体焼き場にやってきて、直立不動の姿勢で順番を待つ十歳ほどの少年。その後のこの少年の消息は不明です。人災の戦争によって、こんな悲しい子どもたちをつくりだしてはいけません。（写真集『トランクの中の日本』小学館発行より）

<若い世代からも改憲への疑問が> ▼2012年12月29日『朝日新聞』投書より

改憲要件緩和の動きは危ない

大学生 金澤 純貴
(札幌市北区 22)

衆院総選挙で憲法改正を主張する自民党が圧勝した。さっそく自民党の安倍晋三総裁は、憲法改正に向け憲法96条の改正を先行させ、改憲の発議要件を衆参の3分の2以上から過半数に引き下げることに意欲を示した。発議要件を緩和する動きに私は危機感を覚える。

確かにこの発議要件は厳しいが、憲法が簡単

に変えられないということには重要な意義があると思う。近代憲法は国民の自由や権利を守るために、国家権力を法の支配の下に置こうとしてきた歴史の中で確立したものである。もちろん日本国憲法もその一つであり、憲法改正が容易でないのは、憲法を権力に都合のよいものにさせないためでもあろう。

自民党の憲法改正草案には、国民の権利を制限し義務を強調するような文言が並んでいる。このような主張をする政党の方々は、一体どのような国家観を持っているのか。安倍内閣が発したが、私は不安を感じざるを得ない。



<<「はらまち九条の会」事務局連絡先>>

- 会長：平田慶肇 TEL0244-24-1211 ○石田賢二 TEL0244-22-4037
- 会計：井上由美 〒975-0031南相馬市原町区錦町1-43井上薬局内 TEL0244-22-7511 FAX0244-26-0892 ○早坂吉彦 TEL0244-22-0326 ○HP担当：大浦祥見・佐藤喜彦
- 事務局長：山崎健一 TEL090-7527-5453(神奈川県に避難中) ○番場恵子(避難中)



「はらまち九条の会」 検索 ○創刊号から最新の205号まで、すべての「会報」を見ることができます。